

10月は「里親月間」

ID 1045742

現在、県内にはさまざまな事情により、家庭で生活できない子どもたちが約650人います。全ての子どもたちに、毎日変わらない「ただいま」「おかえり」がある暮らしを届けるために、私たちにできることを一緒に考えてみませんか。

問 児童相談所開設準備室 ☎ (632) 5175

里親制度とは

保護者の病気や貧困、虐待など、さまざまな理由で家庭で生活できない子どもたちを里親の家庭に迎え入れ、その成長を支える制度です。

里親になるためには、特別な資格は必要ありません。子どもの養育に対する理解と熱意、子どもへの豊かな愛情を持っていることなど、一定の要件を満たしていれば里親になることができます。具体的な要件や欠格事由など、詳しくは、市☎をご覧ください。



▲市☎

里親へのサポート

子どもを受託すると、里親手当や子どもの生活費などが支給されます(里親の種類などによって支給内容は異なります)。また、里親支援センターTFCや里親会、児童相談所などが連携して相談対応などのサポートを行う他、里親のためのレスパイトケア(※)などの支援もあります。

トピック

里親の種類

- ▼養育里親 さまざまな事情により、家庭で生活できない子どもを一定期間養育する里親。養育期間は子どもの状況に応じて異なり、1年以内の短期とそれ以上の長期の場合もあります。
- ▼専門里親 虐待を受けた子どもや非行などの問題を有する子どもなど、専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親。
- ▼養子縁組里親 養子縁組を前提として、養子縁組が成立するまでの期間、子どもを養育する里親。
- ▼親族里親 実親が養育できない状態となり、扶養親族などが養育することがふさわしいと判断された場合に、子どもを養育する里親。

里親になるには

相談・面談

里親支援センターTFC
☎ (612) 6970にご相談ください。



研修の受講

定められた研修(基礎研修2日間、登録前研修4日間)を受講します。



申請

研修修了後、子ども支援課(市役所2階)へ里親の申請を行います。



調査および認定・登録

児童相談所などの職員が家庭訪問し、調査を行います。県の審査を経て、認定されると里親名簿に登録されます。



みんなで支える「里親制度」を目指して

子どもたちを支える方法は「里親になる」ことだけではなく、皆さんが里親制度や多様な家族の形について理解すること、関心を持ち、誰かに話をすることで、里親と子どもたちが安心して暮らせる社会の実現につながります。里親家庭を「当たり前の家族の形」として地域に浸透させていくために、できることを一緒に考えてみませんか。

里親に関する支援について、詳しくは、里親支援センターTFC☎をご覧ください。



▲里親支援センターTFC☎

里親月間啓発パネル展

- ▼期間 10月19～29日。
- ▼会場 市役所1階市民ホール。
- ▼内容 里親制度の紹介や里親の実体験に関するパネル展示など。
- ▼その他 10月20～22日、午前11時～午後2時は、里親支援センターTFC職員から、直接説明を受けることができます。

